

墨田区立柳島小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子供の心に長く深い傷を残すものであり、いじめほどの学級にも起こり得るという認識が不可欠である。そのため、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する。とりわけ、子供の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として取組を講じる。

本校では、いじめを「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つのフェーズに整理して、それぞれの段階に応じた取組の視点と具体的な取組内容を策定する。

いじめ問題の対応に当たっては、以下の4つのポイントを常に念頭に置き、具体的な対応策を講じていく。

(1) 教員の指導力の向上と組織的対応

- いじめ防止対策委員会による組織的対応
- いじめ防止基本方針の策定
- いじめに関する研修の実施 など

(2) 子供からの声を確実に受け止め、子供を守り通す

- いじめ相談やスクールカウンセラー等を活用したケアの実施
- 担任やスクールカウンセラーによる全員面接の実施
- いじめ実態調査等の実施
- 加害児童への組織的・継続的な観察・指導 など

(3) いじめを鋭く見抜き、声を上げられる学校づくり

- すみだいじめ防止の日（毎月10日）における学級指導・朝会講話の実施
- いじめ防止に関する授業といじめ防止授業公開講座の実施 など

(4) 保護者や地域、関係機関との緊密な連携

- 学校サポートチームの設置
- スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握と支援
- P T Aや地域人材を活用した登下校時の見守りの実施 など

2 学校及び教職員の責務

本校の教職員は保護者や地域、関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する職責を有する。

(1) 組織的対応

本校では、校長の指揮の下、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止や早期発見、早期対応、重大事態への対応を組織で行い、特定の教員が抱え込むことのないようにする。同委員会は、校長・副校長・生活指導主任・養護教諭・生活指導部員・学級担任・学年主任・そのほか関係教員等で構成し、必要に応じてスクールカウンセラー等と連携する。

所掌事項（本委員会は、次に掲げる項目について協議する）

- ア 校内のいじめ未然防止対策に関すること
- イ いじめ発生時における具体的な対応に関すること
- ウ 家庭や関係機関との連携に関すること

(2) 「柳島小いじめ対応マニュアル」の活用

全教職員での組織的対応を効果的に進めるにあたり、本校で定めたマニュアルを活用し、全教職員が共通理解の下、同じ初動対応や事後対応等を取れるようにする。

3 保護者の責務

- ・保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
- ・保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護するものとする。
- ・保護者は、本校が講じるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。

4 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ① あいさつや返事、正しい言葉遣いの徹底を図り、よりよい人間関係をつくる。
- ② 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、

いじめ等について相談しやすい環境を整える。

- ③ 道徳教育や人権尊重教育の充実を通して、「他者を思いやる心」を育むとともに、「自分を大切にできる心」（自尊感情）を育てる。
- ④ 人とかかわる力を育てるため、異校種（幼・保・中）や異学年との交流（登校班、仲良し班の活動等）を計画的に工夫し、好ましい人間関係を築く。
- ⑤ 規律ある学級や学校を作るために、生活や学習の基本を記した「柳島小学校のきまり」を定め、全教職員で共通した指導を行う。
- ⑥ 基礎学力の定着・向上とともに、問題解決学習や授業のユニバーサルデザイン化等の導入によって、分かる楽しさや考えることの楽しさを味わわせるようにする。
- ⑦ 「柳島小SNSルール」を定め、SNS 等によるいじめが発生しないように、情報モラル教育の徹底を図る。
- ⑧ 「すみだいじめ防止の日（毎月10日）」の学級指導や「いじめ防止に関する授業（年3回）」を実施し、児童自身が主体的にいじめ防止の大切さを考える機会を作る。
- ⑨ 「いじめ防止授業公開講座（年1回）」を実施し、保護者や地域住民へいじめ根絶に向けた啓発を行う。

（2）早期発見のための取組

- ① 日常的に児童の言動に十分注意し、児童が発する小さなサインを見逃さないようにする。
- ② 定期的に「学校生活アンケート」や「アイチェック」を行い、児童からの情報を得る。その際、必要に応じて聞き取りを行い、関係児童に指導を行う。
- ③ 担任やスクールカウンセラー等による面接（全児童対象、年1回以上）を行う。
- ④ 夕会（月・木）を通して全教職員で情報の交換・共有を行う。
- ⑤ 保護者との個人面談や連絡帳・電話等のやり取りを通して、児童の様子を把握する。

（3）早期対応のための取組

- ① いじめ防止対策委員会を核として対応する。
 - ア 把握した情報に基づく対応方針を策定する。
 - イ いじめ防止対策委員会を中心に教職員の役割分担を明確にし、組織的な対応を行う。
- ② 被害児童、加害児童、周囲の児童への対応
 - ア 被害児童の安全確保とスクールカウンセラーを活用した心のケアを行う。

イ 加害児童に対する組織的で継続的な観察・指導等を行う。

ウ いじめを伝えた児童の安全を確保する。

エ いじめを黙認・傍観していた児童への指導を徹底する。

③ 教育委員会・関係機関との連携

ア 月1回、いじめの有無について墨田区教育委員会に対して報告を行う。

イ いじめが発生した時は、事実確認と記録を行い、速やかに墨田区教育委員会に報告し、指示や支援を受ける。

ウ 警察・児童相談所等との連携を図る。

④ 保護者・地域との連携

P T A・地域人材等を活用した登下校の見守りを行う。

(4) 重大事態への対処

墨田区いじめ防止対策推進条例に基づき第三者委員会を発足させ、事態を把握し対策を講じる。

① 被害児童の保護・相談援助

ア 被害児童を複数の教員によって保護・支援する。

イ スクールカウンセラーによる心のケアを行う。

ウ スクールソーシャルワーカー等による家庭訪問を通じた家庭への相談援助を行う。

エ 適応指導教室への通級等を働きかける。

② 加害児童への働きかけ

ア 別室での学習を実施する。

イ 警察・児童相談所等への相談・通報を行う。

ウ 懲戒や出席停止を墨田区教育委員会と協議する。

③ 教育委員会・関係機関との連携

ア 墨田区教育委員会へ報告し、連携を図る。

イ 警察や児童相談所の協力を得る。

ウ 東京教育委員会のいじめ等の問題解決支援チームを活用する。

④ 保護者・地域との連携

ア いじめ対策保護者会を開催する。

イ P T A、民生児童委員等と連携する。

ウ 警察・児童相談所等との連携を図る。

⑤ いじめ防止対策推進法に基づく対応

ア 法第28条に基づく調査を行う。

イ 法第30条に基づく再調査を行う。

6 教職員研修計画

- (1) 職員会議等で「柳島小いじめ防止基本方針」や「柳島小いじめ対応マニュアル」の周知・徹底を図る。
- (2) 生活指導研修会等の実施を通して、教職員の意識改善を図るとともに、具体的な防止策や対応策等を身に付ける。

7 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

- (1) P T A役員会や実行委員会等で啓発を行う。
- (2) 学校だよりや学年だより、保護者会、いじめ防止授業公開講座等により啓発を行う。

8 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

- (1) 問題が家庭内に起因する場合は、子育て支援総合センターや児童相談所と連携する。
- (2) 問題が地域社会に起因する場合は、民生児童委員へ働きかける。
- (3) 問題が犯罪行為として取り扱われる場合は、警察と連携する。

9 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 年度末に全校児童及び保護者によるいじめ防止対策についての学校評価を行う。
- (2) 年度末に学校運営連絡協議会によるいじめ防止対策についての学校評価を行う。
- (3) 上記(1)、(2)の学校評価を受けて、いじめ防止対策の改善を図る。